

三重労働局発表

平成 23年 6月30日

担
当

三重労働局総務部企画室

企画室長 日美 昌平

室長補佐 鈴倉 信男

電話 059-226-2110

平成23年度三重労働局行政運営方針について

三重労働局（局長 藤井礼一）は、「平成23年度三重労働局行政運営方針」を策定した。これは県内の労働行政の課題と労働基準、職業安定及び雇用均等の各行政分野別の重点施策を盛り込んだもので、三重労働局では、この方針に基づき平成23年度の行政運営を図る。

概要は、以下のとおりである。

平成23年度三重労働局行政運営方針の概要

◆ 行政運営の基本方針

【雇用・生活の確保と働く環境の整備】

1 三重県内の経済情勢は、持ち直しの兆しもみられていたが、東日本大震災の影響により、三重県においても漁業等に大きな影響がでているとともに、県内事業場においても事業活動及び雇用への重大な影響が生じている。

一方、雇用失業情勢を見ると、東日本大震災の影響もあり、平成23年4月の有効求人倍率（季節調整値）は0.70倍となり、依然として厳しい状況にあり、持ち直しの動きは弱まっている。

2 他方、我が国の人口は、近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。今後も少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来する見込みである。

また、経済のグローバル化や技術革新の進展は、柔軟で多様な付加価値創造能力を有する人材を求める一方で、賃金・労働コストの抑制傾向を生じさせ、不安定な就労形態の労働者の増加や正社員の長時間労働などの問題も生じさせている。

3 こうした中、依然として厳しい雇用失業情勢に対しては、長期失業者等への積極的で多様な就労・生活支援などセーフティネットを強化していくことが必要である。また、少子高齢社会を社会全体で支えていくために、若者、障害者、高齢者、女性等の就業支援に取り組む必要がある。

さらに、非正規労働者などの雇用の安定等を確保するとともに、仕事と生活の調

和を実現しつつ、安心して働くことのできる環境を整備する必要がある。

- 4 このため、三重労働局では、「現下の経済環境における雇用・生活安定の確保と安心して働くことのできる環境の整備」を行政運営の基本方針とし21の施策を重点施策に定め、労働基準、職業安定、雇用均等などの各行政分野及び総合労働行政機関として推進する施策として取り組むとともに、今回発生した東日本大震災に係る雇用・労働面への対応については、被災者対象求人の確保や雇用調整助成金の活用等による生活及び雇用の安定を支援することとする。
- 5 また、これらの施策を実施するに当たっては、三重県を始めとする地方自治体、労使団体、その他広く地域の関係者との連携を図るとともに、総合労働行政機関の機能を十分に発揮し、無駄のない効率的な行政運営に努める。

◆ 重点施策

【1 労働基準行政の重点施策】

（1）労働条件の確保・改善対策

すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働けるようにするため、計画的・継続的な指導を行うことにより法令遵守の徹底を図る。特に、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図るため、過重労働による健康障害を発生するおそれのある事業場等に対しては、関係部署と連携を図りつつ、適切な労働時間管理等の徹底を推進する。

また、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等については、労働基準関係法令で定める法定労働条件の遵守等を徹底する。

（2）労働者の安全と健康確保対策の推進

平成23年度は、第11次労働災害防止計画の4年目に当たるが、計画の目標達成に向けて、リスクアセスメントの実施を促進すること、墜落・転落災害や交通労働災害等に対する安全確保対策を推進すること及びメンタルヘルス対策の普及を図り、定期健康診断の有所見率の改善に向けた取組を促進するなどの健康確保対策を引き続き推進する。

（3）最低賃金制度の適切な運営

改正された最低賃金額についての周知を図るとともに、最低賃金の遵守と履行確保に努める。また、これにかかる各種支援施策等の周知と円滑な実施に努める。

（4）労災補償対策の実施

労災保険給付の請求については、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期するとともに、迅速な事務処理に努める。

次に、社会的関心が高く、複雑困難な事案が多い精神障害等、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患については、労働者、事業主、医療関係者等に対し、引き続

き周知を図り、請求事案については、認定基準等に基づく適正な事務処理に努める。

また、行政争訟に当たっては的確な対応に努める。

【2 職業安定行政の重点施策】

（1）現下の雇用情勢を踏まえた雇用対策の推進

厳しい雇用失業情勢の中、求人・求職のマッチングの向上を図るとともに、失業期間の長期化している求職者に対する就職支援セミナー、職業訓練等を通じた就職支援を実施し、また、求職者ニーズに合った効果的な求人開拓による求人数の確保を行うことにより早期の再就職支援を行う。

（2）公共職業安定所を拠点とした積極的就労・生活支援策

雇用保険（失業給付）を受給できない者に、恒久化される無料の職業訓練や訓練期間中の生活支援給付を行う制度（求職者支援制度）を活用するとともに訓練終了後の就職実現へ向けきめ細かい相談を実施する。また、就職困難者、生活困窮者の就労促進を図る観点から公共職業安定所と地方自治体が協定を結び、就労へ向けてチーム支援（「福祉から就労」支援事業）を行う。

（3）若年者雇用対策の推進

厳しい就職環境が見込まれる新規学校卒業予定者と未内定卒業者を含む既卒3年以内の就職支援を関係機関と連携して実施するとともに、年長フリーター等に重点を置いた「フリーター等正規雇用化プラン」等を推進して、県内の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、若者等に対し支援を行う。

（4）障害者雇用対策の推進

雇用率未達成企業及び公的機関における障害者雇用の促進を図るため、厳正な指導を実施するとともに、きめ細かな職業紹介を実施する。また、福祉・教育から一般雇用への移行促進、就業と生活の両面にわたる支援を進める。

（5）高年齢者雇用対策の推進

いくつになっても働ける社会を目指して、高年齢者雇用確保措置導入の指導を徹底し、「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に努めるとともに、再就職促進のための職業相談等の就職支援及びシルバー人材センター事業への支援を行う。

（6）外国人雇用対策の推進

外国人求職者の職業能力等に配慮したきめ細かな職業相談・紹介、職業訓練のあっせん及び就労・生活に関する総合的な支援等を行う。また、外国人雇用状況の届出の徹底、事業主指導及び相談等を通じて外国人の雇用管理の改善を図る。

（7）職業訓練の推進による就職支援

再就職に必要な知識、技能を付与することにより再就職の促進を図るため、離職者訓練及び雇用保険の受給ができない者等に対する緊急人材育成支援事業（基金訓練）や、10月から実施する求職者支援事業について、求職者に対する訓練情報の積極的な提供、受講あっせん、訓練終了後の就職支援を担当者

制で支援する等積極的に行う。また、ジョブカード制度の周知・啓発に努めて、制度の普及、就職促進につなげる。

【3 雇用均等行政の重点施策】

（1）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

計画的報告徴収等により男女雇用機会均等法違反を把握した場合には、迅速かつ厳正に是正指導を行うとともに、妊娠・出産を理由とした不利益取扱い等の相談については迅速かつ適切な紛争解決を図る。

（2）職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

改正育児・介護休業法の内容が定着し法の履行確保が図られるよう、法に基づく労働者の権利に係る相談には丁寧に対応し、必要に応じ事業主に対し迅速かつ厳正な指導を行うとともに、助成金の活用等により両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援する。

次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上規模の事業主に対し一般事業主行動計画の策定・届出が確実に行われるよう適切な指導を行う。

（3）パートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な待遇等確保対策の推進

パートタイム労働法の周知を図るとともに、計画的報告徴収及び適切な個別紛争解決の実施により法の履行確保を図る。また、均衡待遇に取り組む事業主に対し支援を行う。

【4 労働保険適用徴収業務等の重点施策】

（1）労働保険の健全な運営

労働保険料の適正徴収、未手続事業の一掃、不正受給の防止、各種保険制度及び費用徴収制度の適正運用を図る。

（2）労働保険料等の適正徴収

労働保険料の収納率向上のため、実効ある滞納整理、納付督促等の徴収業務を積極的に実施する。

円滑な年度更新の実施、効率的な算定基礎調査の実施に努める。

（3）労働保険料の未手続事業一掃対策の推進

未手続事業場の的確な把握・加入勧奨を行うとともに、手続指導にとどまらず、職権行使も視野に入れつつ強力で推進する。

【5 個別労働紛争解決制度の積極的な運用】

厳しい雇用失業情勢のなかで、高水準の件数で推移することが予想される個別労働紛争事案に対し、「助言・指導」、「あっせん」制度の的確な運用による紛争の迅速かつ適正な解決を促進する。

【6 東日本大震災の影響による失業や労働条件低下等への対応】

東日本大震災に関し、被災者等に対する就労支援・雇用対策に取り組むとともに

に、雇用調整助成金等により、雇用維持を図る。

また、震災に起因する解雇・雇止め等の相談に対しては、適切に対応するとともに、節電対策のための労働条件等の見直しについて支援する。さらに、被災地での作業に対する安全衛生対策を周知する。

【 7 三行政が連携して取り組む重点施策】

(1) 仕事と生活の調和の実現

三重労働局の各部・室が連携して長時間労働の抑制、有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立支援等の関係対策を推進し、仕事と生活の調和に関する県民意識の気運の醸成を図る。

(2) 非正規労働者への対応

派遣労働者、パートタイム労働者及び有期契約労働者の雇用管理の改善及び適正な労働条件の確保・改善等に努める。